

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文  
 ○ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表一（第二条関係）	別表一（第二条関係）	教育内容	教育内容
公衆衛生看護学 公衆衛生看護学概論 個人・家族・集団・組織の支援 公衆衛生看護活動展開論 公衆衛生看護管理論 疫学 保健統計学 保健医療福祉行政論 臨地実習 公衆衛生看護学実習 個人・家族・集団・組織の支援実習 公衆衛生看護活動展開論実習 公衆衛生看護管理論実習	地域看護学 地域看護学概論 個人・家族・集団の生活支援 地域看護活動展開論 地域看護管理論 疫学 保健統計学 保健福祉行政論 臨地実習 地域看護学実習 個人・家族・集団の生活支援実習 地域看護活動展開論実習 地域看護管理論実習	一六（二四） 二 一四（一二） 二 二 三（二） 五 五 二 三	一一（一〇） 二 一〇（八） 二 二 三（二） 四 四 二 二
備考	備考	健康危機管理を含む。	学校保健・産業保健を含む。
継続した指導を含む。 保健所・市町村での実習を含む。	継続した訪問指導を含む。		

合計	二八(二五)
----	--------

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習五単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十三単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表二（第三条関係）

教育内容	単位数	備考
基礎助産学 助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理 臨地実習 助産学実習	六(五) 八 一 二 一 一	、 実習中分べんの取扱いについては 助産師又は医師の監督の下に学

合計	一三三(一〇)
----	---------

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習四単位以上及び臨地実習以外の教育内容十九単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表二（第三条関係）

教育内容	単位数	備考
基礎助産学 助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理 臨地実習 助産学実習	六(五) 六 一 一 九 九	、 実習中分べんの取扱いについては 助産師又は医師の監督の下に学

合 計	二八(二七)	生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経膣分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。	
<p>備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。</p> <p>二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。</p> <p>三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、<u>臨地実習十一単位</u>以上及び<u>臨地実習以外の教育内容十七単位</u>以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。</p>	<p>備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。</p> <p>二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。</p> <p>三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、<u>臨地実習九単位</u>以上及び<u>臨地実習以外の教育内容十四単位</u>以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。</p>	<p>生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経膣分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。</p>	<p>生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経膣分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。</p>
合 計	一三三(一一)		